

# 郵送による運転免許証の自主返納の流れ

## ①電話での申込み



電話でご本人から返納の意思を確認します。

なお、以下の方は郵送による手続ができません。

- ・運転免許証の有効期限が残り1か月に満たない方
- ・住所変更などのある方
- ・運転免許証を紛失している方
- ・マイナ免許証をお持ちの方

<受付>

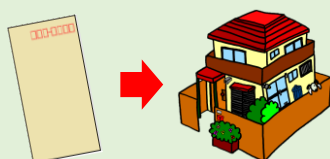
**山形県警察本部  
交通部運転免許課**

山形県総合交通  
安全センター

**(023)655-2150**

音声ガイダンス「3」選択  
平日10:30～12:00、13:00～16:30

## ②申請書送付



手続に必要な申請書類をご自宅に送付します。

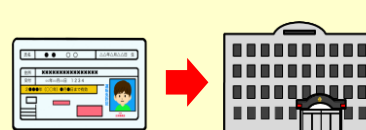
- 運転免許取消申請書
- 運転経歴証明書交付等申請書
- 申請書記載例
- 必要書類等チェック表 等

※郵送での返納をやめる場合は、再度、ご連絡ください。

※山形県総合交通安全センター又は警察署での返納に変更される場合は、送付された書類を持参してください。

※電話での申込みから10日以上経過しても申請書が届かない場合は、再度、お問い合わせください。

## ③郵送による申請



申請書を記入した後、下記の必要書類をレターパックライトに入れて山形県警察本部交通部運転免許課に発送してください。

- 運転免許取消申請書
- 運転免許証
- 運転経歴証明書交付等申請書
- 運転経歴証明書申請用写真
- 山形県収入証紙(運転経歴証明書交付手数料)
- 必要書類等チェック表
- レターパックプラス1枚

※レターパックプラスは取消通知書等の返送用です。

※運転経歴証明書を申請しない場合、写真と山形県収入証紙は不要です。

**⚠ 書類の発送後  
運転はできません ⚠**

## ④取消通知書送付



申請書受理後、お電話で最終確認を行い、同日付で取消を行います。

運転免許課からご自宅に「申請による運転免許の取消通知書」と「運転経歴証明書（希望者のみ）」を送付します。

※レターパックライト発送後、概ね1週間以内の平日11～12時又は15～16時頃にお電話をします。申請者ご本人が電話に出られるようにしてください。

※送付した取消通知書及び運転経歴証明書に誤りがなければ、運転免許証の自主返納手続は、全て完了となります。

## 注意事項

- 郵送による申請の際は、必ずレターパックライト（青色）で発送してください。運転免許課へ申請書等が届かない場合、自主返納ができなくなります。
- 不在等により取消通知書が運転免許課へ返送された場合、再発送はできませんので、運転免許課へ来庁の上、お受け取りください。
- 郵送中の事故等により書類の紛失があった場合、自主返納の手続が完了しない場合がありますが、一切の責任は負いかねますのでご了承ください。
- マイナンバーカードを絶対に同封しないようご注意ください。